



2025 年 10 月 31 日

株主各位

東京都豊島区長崎五丁目 33 番 11 号
株 式 会 社 カ ー メ イ ト
代表取締役社長執行役員 徳田 勝

中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025 年 10 月 31 日開催の当社取締役会において、第 61 期（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

当社定款第 45 条の規定にもとづき、2025 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 1. 中 間 配 当 金 | 1 株につき 金 15 円 |
| 2. 支払請求権の効力発生日
ならびに支払開始日 | 2025 年 12 月 1 日（月曜日） |

以上

~~~~~

### 中間配当金のお支払いについて

中間配当金領収証（銀行口座振込ご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」、株式数比例配分方式ご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」）を、株主各位のお届出ご住所あてに、きたる 11 月 28 日にご送付する予定でございます。